

有価証券の評価④

「その他有価証券」の分類基準と評価方法について解説

金融調査部 研究員 斎藤航

第10回では、有価証券の保有目的による分類のうち、「その他有価証券」についてその分類の基準と評価方法を説明します。

有価証券の保有目的による分類と、その評価

前回までで、①売買目的有価証券、②子会社株式および関連会社株式、③満期保有目的の債券、について分類の基準と評価方法を説明しました。今回は、最後の④その他有価証券、についてその分類の基準と評価方法を見ていきます。

その他有価証券の分類基準

その他有価証券は、売買目的有価証券、子会社株式および関連会社株式、満期保有目的の債券、のいずれにも当てはまらない有価証券のことをいいます。例えば、長期的な価格変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や、取引先企業への出資など業務提携を目的として保有する有価証券が含まれます。投資信託は、基本的にその他有価証券に該当します。そのため、その他有価証券は、長期的には売却することが想定される有価証券だとされています。

イメージとしては、図表1のように、短期間の価格変動により利益を得ることを目的とする有価証券である「売買目的有価証券」と、発行会社の意思決定に大きな影響を与えられる「子会社株式及び関連会社株式」の中間にある有価証券といえます。

その他有価証券の評価：期末に時価で評価する

前述の通り、その他有価証券は、長期的には売却を想定した有価証券です。そのため、期末には時価で評価します¹。ただし、その他有価証券は、全部純資産直入法または部分純資産直入法

¹ ただし、その他有価証券であっても、市場において取引されていない株式などの「市場価格のない株式等」は取得原価で評価します。本シリーズでは「市場価格のない株式等」については扱いません。

という会計処理が求められます。詳しくは次回説明します。

図表1 その他有価証券の位置づけ

子会社株式及び 関連会社株式 <ul style="list-style-type: none"> 取得原価で評価 	その他有価証券 <ul style="list-style-type: none"> 時価で評価 時価の変動による差額を当期の損益として計上せず貸借対照表の純資産に計上(全部純資産直入法)^(注) 	売買目的有価証券 <ul style="list-style-type: none"> 時価で評価 時価の変動による差額を損益計算書に当期の損益として計上
---	---	--

「売買目的有価証券」と「子会社株式及び関連会社株式」の中間的な性格を持つ

(注) 時価の変動による差額が損失になった場合に当期の損失として計上する方法(部分純資産直入法)も継続して適用することを条件に認められています(全部純資産直入法と部分純資産直入法については次回解説)。
(出所) 企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」などより大和総研作成

今までのまとめ

今まで扱った有価証券の分類とその評価方法についてまとめると図表2のようになります。

図表2 有価証券の保有目的ごとの分類の定義と評価方法のまとめ

	定義	評価方法
満期保有目的の債券	満期まで保有することを目的としていると認められる債券	取得原価 (償却原価) ^(注1)
売買目的有価証券	市場の動向を見ながらいつでも売買を繰り返し行える状況にある有価証券	時価
子会社株式および 関連会社株式	子会社 ^(注2) および関連会社 ^(注3) に該当する会社の株式	取得原価
その他有価証券	上記以外の有価証券	時価 ^{(注4)(注5)}

(注1) 額面金額とは異なる価額で購入した場合。

(注2) B社の株主総会などの意思決定機関をA社が支配しているとき、B社をA社の子会社とといいます。

(注3) 子会社でないC社の意思決定にA社が重要な影響を与えられるとき、C社をA社の関連会社といたしません。

(注4) その他有価証券についても、償却原価法が適用される場合があります。

(注5) 基本的にその他有価証券は時価で評価しますが、市場価格のない株式等は取得原価で評価します。

(出所) 企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」などより大和総研作成

今回は、全部純資産直入法と部分純資産直入法について説明するとともに、その他有価証券の会計処理例についても解説します。

(次回予告：第11回 有価証券の評価⑤)

以上